

社会福祉法人 彩世会

「コスモス苑さとづかショートステイ」

《指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護》

【重 要 事 項 説 明 書】

当施設はご契約者に対して介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護のサービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご依頼頂きたいことを次の通り説明いたします。

目 次

1. 施設経営法人
 2. ご利用施設
 3. 職員体制
 4. 設備概要
 5. 施設サービスの概要（方針）
 6. 利用料金
 7. 支払方法
 8. 利用・終了の手続き
 9. 施設利用にあたっての注意事項
 10. 高齢者虐待について
 11. 身体拘束について
 12. 個人情報保護について
 13. 緊急時の対応について
 14. 事故発生時の対応とリスクについて
 15. サービスに関する苦情の対応について
 16. 非常災害時の対応について
- 利用同意書

《 1. 施設経営法人 》

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 彩世会 |
| (2) 法人所在地 | 札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号 |
| (3) 電話番号 | 011-859-3311 |
| (4) 代表者氏名 | 山本 修司 |
| (5) 設立年月日 | 平成14年8月12日 |

《 2. ご利用施設 》

- | | |
|-------------|--|
| (1) 施設種類 | 指定介護老人福祉施設：平成23年3月31日指定
〈 札幌市指定 0190500595号 〉 |
| (2) 施設の目的 | 要介護認定者に対する介護老人福祉施設入所サービスの提供 |
| (3) 施設の名称 | 地域密着型特別養護老人ホーム コスモス苑さとづか |
| (4) 施設の所在地 | 札幌市清田区里塚2条2丁目3番25号 |
| (5) 電話番号 | 011-889-1133 |
| (6) 施設長氏名 | 間 所 剛 |
| (7) 施設の運営方針 | ご利用者が生活中心者であることを認識し、個人の尊厳を重視し、適切な指定介護老人福祉施設のサービス提供を行います。 |
| (8) 開設年月日 | 平成23年4月1日 |
| (9) 入居定員 | 29人 |
| (10) 短期入所定員 | 15人（その他、空床利用あり） |

《 3. 職員体制 》

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・ 管理者 | 1名（常勤兼務） |
| ・ 医師 | 1名（非常勤） |
| ・ 生活相談員 | 2名（常勤兼務） 2名介護支援専門員と兼務 |
| ・ 看護職員 | 3名（常勤兼務） 1名機能訓練指導員と兼務 |
| ・ 介護職員 | 20以上（常勤及び非常勤兼務） |
| ・ 機能訓練指導員 | 1名（常勤兼務） 看護職員と兼務 |
| ・ 管理栄養士 | 1名（常勤兼務） |
| ・ 事務職員その他 | 5名（常勤及び非常勤兼務） |

《 4. 設備概要 》

居室・設備の種類	室 数 ・ 内 容
居 室 （個室）	44室（1室平均15㎡） ・ 特養入居 29室（1階西7室・東0室／2階西12室・東10室） ・ 短期入所 15室（1階西5室・東10室／2階西0室・東0室）
浴 室	・ 一般浴室（3） 1階東西ユニット・2階西ユニット ・ 中間浴室（1） 2階東ユニット ・ 特別浴室（1） 2階
医 務 室	1室（2階）
食 堂	・ 利用者食堂 4ヶ所（1階2ヶ所・2階2ヶ所）
地域交流ボランティア室	1室（1階）
相 談 室	1室（1階）

《 5. 施設サービスの概要（方針） 》

（１）介護保険給付サービスの内容は次の通りです。

種 類	内 容
食 事	・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバランスに富んだ食事を提供します。 ・ 食事は出来るだけ離床して、食堂（ユニット）で食べて頂けるように配慮します。 ・ 食品アレルギー等に配慮し、安心して食べていただけるように努めます。 （食事時間） 朝 食 7：30 ～ 昼 食 11：30 ～ 夕 食 17：30 ～ ※食事提供時間は衛生管理上、調理から2時間以内とします
排 泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・ 利用期間に応じ入浴または清拭を行います（発熱等により中止することもあります）。 ・ 身体状況により機械を用いての入浴も行います。
離床、着替え、 整容・口腔ケア	・ 寝たきりの防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整姿整容が行われるよう援助します。 ・ 食後の口腔ケアを行い口腔内の衛生管理を行います。
清掃、洗濯	・ 苑内の清掃は毎日（休日を除く）行い、清潔に保ちます。 ・ シーツ包布等は週1回交換、下着等衣類は随時洗濯し、清潔に保ちます。
生活リハビリ	・ 日常生活の中で、利用者の状況に合った訓練を心がけ、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・ 持参されたお薬の管理を行ないます。 ・ <u>ショートステイご利用中に体調不良等で病院受診が必要と判断した際は、ご家族対応にてお願い致します。</u>
相談及び援助	・ 当苑は利用者及びその家族からの相談について、誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口） 生活相談員 仲鉢 溪介、高林 真由美
社会生活上の 便宜	・ 施設での生活を実りあるものとするため、買い物外出、誕生会等の他、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご家族の状況によっては代わりに行います。
送迎について	・ 利用に当り在宅から事業所までの送迎を実施します。（実施できない地域もございます）※送迎を利用した場合は別途料金が掛ります。 <送迎可能時間> ・ 平日 9：00～17：00 ・ 土曜、祝日 予めご相談ください（対応できない事もございます） ・ 日曜 基本的に日曜日の対応は行っておりません（要相談）

（２）介護保険給付外サービス（実費）

種 類	内 容
お や つ	・ 希望に応じておやつを提供を行います。

理 髪 ・ 美 容	・ 理美容：出張により苑内で理容サービスを受けることができます。
その他	・ 上記のほか、日常生活において通常必要となるものに係るサービス

《 6. 利用料金 》

(1) 介護保険適用分（1日当り）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 施設サービス費	5,379円 (529 単位)	6,671円 (656 単位)	7,159円 (704 単位)	7,851円 (772 単位)	8,613円 (847 単位)	9,336円 (918 単位)	10,037円 (987 単位)
2 夜勤職員配置加算Ⅱ	183円（18 単位）						
3 サービス提供体制加算Ⅰ	224円（22 単位）						
4 看護体制加算Ⅲ1	122円（12 単位） 休止						
5 看護体制加算Ⅳ1	234円（23 単位） 休止						
6 サービス利用に係る 合計金額	5,603円 551 単位	6,895円 678 単位	7,922円 779 単位	8,613円 847 単位	9,376円 922 単位	10,098円 993 単位	10,800円 1062 単位
7 サービス利用に係る 自己負担額（1割）	561円	690円	793円	862円	938円	1,010円	1,080円

- ・ 当施設では、基本加算に夜勤職員配置加算Ⅱ・サービス提供体制加算Ⅰ・看護体制加算が含まれます。
（※要支援の方は夜勤職員配置加算と看護体制加算は掛りません）
- ・ 処遇改善加算Ⅰは1月の利用総単位数の14.0%が加算となります。
（上記金額には処遇改善加算Ⅰは含んでおりません。）

☆上記のほか、下記の加算を実施する場合は、別途料金（自己負担分）がかかることがあります。

- ＜送迎加算＞ 188円／片道（1回）
- ＜療養食加算＞ 8円／1回
- ＜緊急短期入所受入加算＞ 91円／1日（最大14日まで）
- ＜看取り連携体制加算＞ 65円／1日（最大7日まで）
- ＜口腔連携強化加算＞ 51円／1回（1月に1回限り）

※ 利用料は1ヶ月分をまとめて計算しますので、1日ごとの自己負担額の合計との間に誤差が生じる場合があります。

(2) 居住費・食費

居住費、食費については以下の費用がかかります。ただし、介護保険負担限度額認定を受けられている方は、その認定証に記載された金額（日額）で計算します。

- ・ 食費（1食あたり）朝食395円 昼食690円 夕食610円
- ・ 居住費（1日あたり）2,310円

《利用者負担段階の認定要件と負担限度額》

	対象者	食 費	居住費（ユニット型個室）
第1段階	生活保護受給者	300円	880円
第2段階	市民税非課税＋年額80万円以下	600円	880円
第3段階①	市民税非課税＋年額80万～120万円	1,000円	1,370円
第3段階②	市民税非課税＋年額120万円以上	1,300円	1,370円
第4段階	上記以外の方（課税世帯）	1,695円	2,310円

(3) 介護保険適用外分（全額自己負担）

サービスの種類	金 額	内 容
お や つ	実費（1日/120円）	契約者が希望するおやつの提供
理 容 ・ 美 容	実 費	苑内で行う
レクリエーション費用	実 費	クラブ活動の材料費、有料施設の入場料、交通費・希望参加の費用
テレビ使用料	1日 100円	苑のテレビを使用した場合
電気代（テレビ）	1日 25円	各家電に要する電気代およびレンタル代
（加湿器）	1日 25円	
（扇風機）	1日 25円	
（ラジカセ）	1日 15円	
（EPA機器）	1日 各15円	
（医療機器）	1日 20円	
（在宅酸素）	1日 120円	
レンタル（テレビ）	1日 100円	
そ の 他	実 費	日常生活において通常必要となるサービス

《 7. 支払方法 》

毎月12日頃までに1ヶ月毎に計算し、前月分の請求を致しますので、20日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

お支払い方法は、市内銀行・郵便局からの口座自動引落によりお願い致します（振込手数料のご負担はありません）。ご契約の際、手続きをさせていただきますので、引落をする「通帳」と「通帳印」をご持参下さるようお願い致します。

なお、初回のみ手続きが間に合わない場合は、当施設窓口にてお支払いいただくか、銀行でのお振込みになります。その際の、振り込み手数料はご利用者の負担とさせていただきます。

《 8. 利用・終了の手続き 》

(1) 利用手続き

利用（再利用も含む）を希望される方は、利用申込書に必要書類を添えてお申込み下さい。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 終了手続き

① 利用者のご都合で利用終了される場合

- ・ 利用終了を希望される前日までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的に終了となります。

- ・ 医療機関等に入院した場合
- ・ お亡くなりになった場合

③ その他

以下の場合は退居となることがあります。いずれもご協議のうえ、文書でご通知致します。

- ・ 自傷行為、他傷行為、暴力行為等、ご自身や他の入居者に重大な影響を懸念される場合。
- ・ 利用料金のお支払いを連絡なく延滞し、催告してもお支払い頂けない場合。

《 9. 施設利用にあたっての注意事項 》

- (1) 面会時間 ① 9:00～18:00 (別紙、面会に関するお知らせ参照)
- (2) 外出 ① 10:00～16:00 (別紙、外出に関するお知らせ参照)
- (3) 飲酒・喫煙 ① 飲酒はご遠慮ください。
② 喫煙はご遠慮ください。
- (4) 金銭・貴重品の管理 ①原則として施設内への金品・貴重品類の持ち込みはご遠慮ください。
紛失・盗難等の事故がありましても、事業所では責任を負いかねます。
- (5) 所持品の持ち込み ① 施設の構造上、必要最低限の物に限らせていただきます。
- (6) 宗教活動 ① 宗教活動・政治活動はご遠慮ください。

《 10. 高齢者虐待防止の対応について 》

当施設においては高齢者虐待防止法を厳守しなければならない。

高齢者虐待の定義は次の事を言う。

- (1) 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置や養護を著しく怠ること。
- (3) 著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動。
- (4) ワイセツな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。
 - ・ 当施設において高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに、入居者の家族に連絡を行うとともに、市町村に通報を行う。
 - ・ 当施設は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていきます。
 - ・ 高齢者虐待防止に関する対策委員会及び介護従事者に対する研修会を定期的に行う。

北海道高齢者総合相談・虐待防止センター

住所：札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 2階

電話：011-251-2525

《 11. 身体拘束の対応について 》

当施設においては身体拘束廃止に努めなければならない。

- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のすべてに該当した場合とする。
 - ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。
- ・ 指定事業者は、継続して心身の状態等の観察・再検討を行い、定期的に事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会を招集の上、引き続き第1項に該当するかどうかを審議します。
- ・ 審議により身体拘束を廃止する場合は、入居者及びその家族に説明し同意を得ます。
- ・ 事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

《 1 2 . 個人情報取扱いについて 》

当施設においては個人情報保護法に基づいて個人情報の保護に努めなければならない。

- ・当苑はサービス従事者、及び従業員は介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た、契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩致しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- ・当苑は契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関に契約者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。
- ・当苑は契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者又はその家族等の同意を得たうえで、契約者に関する情報を提供出来るものとします。

《 1 3 . 緊急時の対応について 》

利用者に容体の変化等があった場合は、必要な処置を講じ、お届け頂いている緊急連絡先に速やかに連絡致します。

緊急連絡先に変更がありました時は、ご連絡下さいますようお願い致します。緊急連絡先がご不在、又は急を要する場合、施設の判断で処置を進めますのでご了承下さい。

《 1 4 . 事故発生時の対応とリスクについて 》

当施設において事故が発生したときは、以下により対応いたします。

- ・当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当施設は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていきます。
- ・事故発生を防ぐ為に事故発生防止委員会及び介護従事者に対する研修会を定期的に行います。

札幌市保健福祉局保険福祉部

住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：0 1 1－2 1 1－2 9 7 2

また、当施設では、利用者が快適な生活を送れるよう、日頃から安全な環境作りとケアに努めています。しかし、利用者の身体・精神状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の様な事項が発生してしまう可能性も考えられる事を十分理解ください。

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落などで、骨折・外傷などが発生してしまう可能性があります。
- ☐ 介護老人福祉施設は生活の場である為、原則として身体拘束は行いません。その為、転倒・転落により事故が発生してしまう可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、軽度の打撲であっても容易に骨折してしまう恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来るやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血が起きやすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の進行により、水分や食事を飲み込む能力が低下します。その為、誤嚥や誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 認知症の進行により、離苑（施設外へ出てしまう事）も考えられます。
- ☐ 高齢者であることや既往等から、急な呼吸停止など特変が起こるリスクも考えられます。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合など、当苑の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

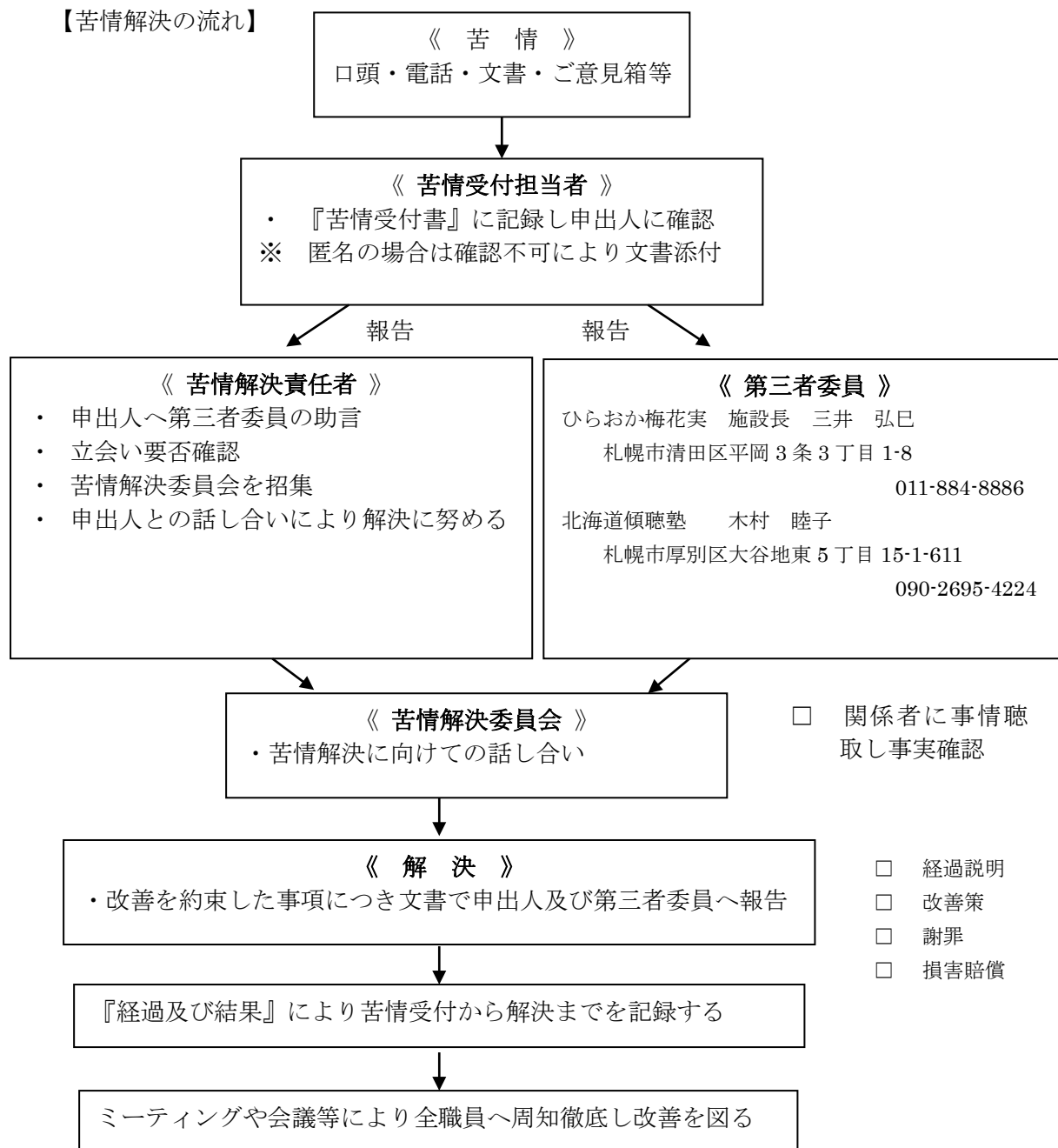
《 15. サービスに関する苦情の対応 》

苦情解決責任者 管 理 者 間 所 剛

苦情受付担当者 生活相談員 仲鉢 溪介、高林 真由美

TEL 011-889-1133

【苦情解決の流れ】



※ コスモス苑さとづかで解決できない場合は、下記の札幌市又は北海道社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会又は国民健康保険連合会に申立をすることができます。

札幌市

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2972 FAX 011-218-5179

北海道福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目かでの 2. 7 3 F

電話 011-204-6310 FAX 011-204-6311

北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 国保会館

電話 011-231-5161 FAX 011-233-2178

《 16. 非常災害時の対応 》

非常時の対応	消防法の指導のもと、別途定める「地域密着型特別養護老人ホームコスモス苑さとづか消防計画」により対応致します。
平常時の訓練	消防法に定められた下記の消防設備を完備し、関係官庁の検査を終えています。 スプリンクラー・非常階段・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・非常通報装置・漏電火災報知器・非常用発電機・カーテン・布団等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 平成28年5月30日 防火管理者 間 所 剛

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。
 この規定は、平成26年5月14日から施行する。
 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
 この規定は、平成28年4月1日から施行する。
 この規定は、平成30年4月1日から施行する。
 この規定は、平成31年4月1日から施行する。
 この規定は、令和1年9月1日から施行する。
 この規定は、令和1年10月1日から施行する。
 この規定は、令和2年1月1日から施行する。
 この規定は、令和2年3月1日から施行する。
 この規定は、令和2年6月1日から施行する。
 この規定は、令和2年7月1日から施行する。
 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
 この規定は、令和3年8月1日から施行する。
 この規定は、令和3年10月1日から施行する。
 この規定は、令和4年4月1日から施行する。
 この規定は、令和4年11月1日から施行する。
 この規定は、令和5年11月1日から施行する。
 この規定は、令和6年4月1日から施行する。
 この規定は、令和6年6月1日から施行する。
 この規定は、令和6年8月1日から施行する。
 この規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

施設名	コスモス苑さとづかショートステイ
説明者職名	生活相談員兼介護支援専門員
氏名	仲鉢 溪介・高林 真由美

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護・指定介護予
防短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所
	氏名

代筆者又は代理人	住所
	電話番号
	氏名 (関係)

《緊急時・事故発生時の連絡先》

家族等の緊急時の 連絡先 (緊急時対応が 可能な方に限る)	住所
	電話番号
	氏名 (関係)

注) 発熱や嘔吐等、受診が必要と判断した際に連絡をさせていただきます。
状態によっては、利用途中であってもご帰宅をお願いする事もございます。
あらかじめご了承ください。